

水田農家の皆さんへ！

戸別所得補償制度モデル対策が4月からスタートします。

農林水産省は、連年にわたる米価下落に対して有効な政策的手当がなされないまま推移した農政に対して、すべての販売農家を対象に所得補てん措置を行います。自給率向上のポイントとなる麦・大豆・新規需要米などについて、簡単で分かりやすい助成体系の下に生産拡大を促す対策と、水田農業の経営安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策をセットで行います。

■自給率向上事業（水田利活用自給力向上事業）

交付単価（全国一律） 「捨て作り」には交付されません。収穫や出荷を行うことが必要です。

対 象 作 物	単価（10アール当たり）
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米（米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲）	80,000円
そば、なたね（搾油）、加工用米	20,000円
その他作物（都道府県単位で単価を設定）	10,000円程度
二毛作助成（主食用米と戦略作物又は、戦略作物同士の組み合わせが対象）	15,000円

※ 戦略作物とは、麦、大豆、飼料作物、新規需要米、そば、なたね、加工用米です。

◎交付対象者は、交付対象作物を生産する農業者・集落営農組織で、米の生産数量目標の達成に関わらず助成。自己保全管理等の不作付地は助成対象外。

■米のモデル事業（米戸別所得補償モデル事業）

交付単価（全国一律） 主食用米（酒造好適米、種子用米を含む）への助成です。

定 額 部 分 （10アール当たり）	15,000円 当年産米の販売価格いかに関わらず交付
変 動 部 分 （10アール当たり）	22年産米の販売価格が、過去3年間の平均販売価格を下回った場合に、その差額を基に算定

◎交付対象者は、生産調整達成者（転作達成者）であり、なおかつ、主食用米を生産した販売農家・集落営農のうち、水稻共済への加入者又は21年度での出荷・販売実績がある方。

◎交付対象面積は、主食用米の作付面積から、自家用米等分として一律10アールを差し引いた面積。

申請の方法：3月末から始まる転作受付と合わせて実施します。

【問い合わせ先】 阿蘇市農政課 ☎22-3274
九州農政局阿蘇統計・情報センター ☎32-2510
阿蘇市地域水田農業推進協議会 ☎32-4459